

日進市子ども・子育て支援事業計画

(抜粋)

計画期間（平成27年度～平成31年度）



平成27年3月

日進市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	4
5	計画策定体制と経過	4

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1	日進市的人口動態等の現状	7
2	保育サービス等の現状	12
3	アンケートから見られる現状	18
4	次世代育成支援計画（後期行動計画）平成22年度～平成26年度の評価	30
5	日進市の子ども・子育てを取り巻く課題	33

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	37
2	基本目標	39
3	施策の体系	42

第4章 施策の展開

基本目標1	子育てと社会参加の両立ができる環境づくり	43
基本目標2	すべての子育て家庭を支援する仕組みづくり	48
基本目標3	安心して出産し、母子とも健康に暮らせる環境づくり	52
基本目標4	親と子の学びと育ちを促すまちづくり	58
基本目標5	要保護児童等に対する総合的な支援の仕組みづくり	66

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1	市町村子ども・子育て支援事業計画について	73
2	人口推計	76
3	ニーズ量の見込みと提供量について	76
4	各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	77
5	各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	83
6	認定こども園の普及等に関する取組 (教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について)	99

第6章 計画の進行管理

1	施策の実施状況の点検	101
2	既存事業の見直しや整理統合、財源の確保	101
3	国・県等との連携	101

施策の展開

5つの基本目標の実現に向けて、22の個別目標に基づく、現状・課題、今後の方向と、目標指標を定め、市の役割について計画を推進していくものとしています。

※なお、国の定める教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、以下に記載の、「平成31年度目標」については、アンケート調査（平成25年12月実施）の結果を基礎に算定しています。本アンケート調査は教育・保育事業等の現在の利用状況や、今後の利用希望等を調査したものであり、計画実施に際し、各事業の目標値は実際の利用状況に勘案し見直しを行っていきます。また、その他の事業についても、財政状況や事業実績も勘案しながら、必要に応じ計画の見直しを行いながら取り組みを推進します。

※所管部署について、平成27年4月より機構改革が実施されるため、新課名を括弧内に記載しております。

基本目標1 子育てと社会参加の両立ができる環境づくり

個別目標1 就学前児童の教育・保育ニーズへの対応

① 幼児教育の充実

充実した幼児教育の提供や成長に必要な体験の機会が提供されるよう、幼稚園への支援を行います。また、預かり保育の実施や障害児の受入れに対し支援します。

No	事業名	事業の内容	平成25年度 実績	平成31年度 目標	所管部署
1	幼稚園補助	充実した幼児教育が実施されるよう支援を行います。	6園 (市内園数)	6園 (市内園数)	児童課 (こども課)
2	幼稚園協会との連携	定期的な会議の他、随時会議を開催する等、幼稚園との連携の強化を図ります。	1回 (開催回数)	実施	児童課 (こども課)

② 民間保育施設への支援

多様な保育ニーズに対応するため、民間が運営する保育施設に対する支援を行います。また、増加する保育園入園希望に対応するため、認定こども園等幼保一元化の制度の活用や、新たな民間保育所の誘致を進めます。また、これらの保育施設が円滑に開所できるよう必要な支援を行います。

No	事業名	事業の内容	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標	所管部署
3	民間認可保育所 支援	充実した保育事業が実施できるよう必要な支援を行います。また、待機児童対策のため、新規認可保育所の開所を支援します。	2 園 (市内園数)	4 園 (市内園数)	児童課 (こども課)
4	民間認可外保育所 支援	市民が利用している認可外保育所に対し、利用者の負担軽減や充実した保育の実施のための支援を行います。また、休日及び夜間保育の実施園に対し、必要な支援を行います。	8 園 (対象園数)	5 園 (対象園数)	児童課 (こども課)
5	認定こども園整備 支援	3 歳未満児の保育ニーズに対応するため、認定こども園の整備に対し、国県の制度に基づいた支援を行います。	1 園 (園数)	実施	児童課 (こども課)

個別目標2 多様で質の高い保育園サービス等の充実

① 保育の提供体制の充実

年々増加する保育園入園希望に対応するため、民間の参入を含め、受入定員の拡大を図ります。併せて、必要な保育士を確保するとともに、質の向上に努めます。また、民間保育施設とも連携し、休日保育や夜間保育等の多様化する保育ニーズに対応します。また、利用ニーズの高い一時保育について、事業の充実を図ります。

No	事業名	事業の内容	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標	所管部署
1	普通保育 (3歳以上児保育)	入園希望児童数に応じ受入園児数を拡大します。民間の認可保育園等の整備を進めます。	1,203 人 (定員数)	1,309 人 (定員数)	児童課 (こども課)
2	特別保育 (3歳未満児保育)	特に利用ニーズの高い3歳未満児の受入に対応するため、民間保育施設と連携し、受入園児数の拡大に努めます。民間の認可保育園等の整備を進めます。	713 人 (定員数)	907 人 (定員数)	児童課 (こども課)
3	小規模保育事業 【新規】	0～2歳の低年齢児の保育の量的拡充を図るため、少人数（定員6～19人）を対象に、きめ細かな保育を行う民間事業者の参入を進めます。なお、小規模保育事業の認可については市が基準を設け認可します。		5 施設 (施設数)	児童課 (こども課)

No	事業名	事業の内容	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標	所管部署
4	保育園の環境整備	園児が安全に利用できるよう環境整備を行います。	実施	実施	児童課 (こども課)
5	保育士の資質向上	様々な研修機会を通し、保育士の質の向上に努めます。特に障害児等特別の支援が必要な子どもに対応ができるよう、資質や専門性の向上を図ります。	実施	実施	児童課 (こども課)
6	一時保育(保育園)	利用ニーズに応じ、受入園児数の拡大に努めます。	3 園 (実施園数)	6 園 (実施園数)	児童課 (こども課)
7	延長保育(時間外保育事業)	利用ニーズに応じ、夜 6 時を超えた延長保育実施園を増加させます。	4 園 (実施園数)	6 園 (実施園数)	児童課 (こども課)
8	休日・夜間保育	利用ニーズに応じ、民間保育施設と連携し、休日及び夜間保育を行います。	2 園 (実施園数)	2 園 (実施園数)	児童課 (こども課)

個別目標 3 小学生の放課後の居場所づくりの充実

① 放課後児童対策事業の充実

留守家庭児童対策として実施している学童保育事業、児童クラブ事業を整理し、学童保育事業に一元化を図っていきます。また、放課後の安全な居場所として、すべての児童を対象にした、放課後子ども教室事業を全小学校での開設を目指しているところですが、一部未開設の学校については引き続き導入に取り組みます。なお、待機児童対策については、施設の整備や民間事業者の参入を図ること等で定員の拡大を図っていきます。さらに、夏休み等学校休業期間における預かりニーズに対応するため、様々な学習体験ができるセカンドスクールを実施します。

No	事業名	事業の内容	平成 25 年度 実績	平成 31 年度 目標	所管部署
1	学童保育所運営支援	必要に応じ、施設の整備を行い、定員数の拡大を図ります。	9 箇所 (保育所数)	10 箇所 (保育所数)	児童課 (子育て支援課)
2	民間学童保育所支援	民間学童保育事業所の参入を促し、学童保育ニーズに対応します。		5 箇所 (保育所数)	児童課 (子育て支援課)
3	放課後児童クラブ	引き続き、学童保育所事業及び放課後子ども教室事業への移行を進めます。	8 クラブ (クラブ数)	0 (クラブ数)	児童課 (子育て支援課)
4	放課後子ども教室	全学区での導入をめざし、一部の未実施校への導入を推進します。	1 箇所 (箇所数)	9 箇所 (箇所数)	児童課 (子育て支援課) 生涯学習課
5	セカンドスクール (サマースクール)	夏休みにおける子どもの居場所として、体験型スクールを実施します。	100 人 (登録児童数)	120 人 (登録児童数)	児童課 (子育て支援課)

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 市町村子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画についての考え方

平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、幼稚園や保育園等の整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。また、本市においては、保育所等の通園区域を定めておらず、より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第1期となる本計画においては、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、市全域を一つの単位とします。

また、放課後児童対策事業については、小学校区単位での利用としていることから、小学校区（9学区）の区域設定とします。

(3) 保育の必要性と認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」に追加や緩和がされています。

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条・再掲)	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、 同居の親族その他の者が当該児童を保 育することができないと認められるこ と</p> <p>①昼間労働することを常態としているこ と（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこ と（妊娠、出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は 精神若しくは身体に障害を有している こと（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること （同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復 旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その 他）</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること ※同居の親族その他の者が当該児童を保育するこ とができる場合、その優先度を調整するこ 能</p> <p>①就労</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間等基本的 にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な 短時間の就労は除く） ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。 <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護等、同居又は 長期入院・入所している親族の常時の介護・看護 <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業準備を含む <p>⑦就学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練校等における職業訓練を含む <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子ど もがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める 場合</p>

長時間（主にフルタイムの就労を想定。現行の 11 時間の開所時間に相当）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の 2 区分の保育必要量を設けることになります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

保育を必要とする		保育を必要としない
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（11時間）
		保育短時間利用（8時間）
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（11時間）
		保育短時間利用（8時間）
		1号認定
		教育標準時間利用 (3～4時間)

(4) 市町村子ども・子育て支援事業計画の体系について ● ● ● ● ●

【 幼児期の教育・保育 】

	対象事業	(認定区分)		対象家庭	対象年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
	教育標準時間認定			共働きで幼稚園利用希望	
2	保育認定	保育所 認定こども園	2号認定	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳
3	保育認定				

【 地域子ども・子育て支援事業 】

	対象事業	対象家庭	対象児童
1	延長保育事業（時間外保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業（児童クラブ・学童保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	1～6年生
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	すべての家庭	0～5歳
5	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の一時預かり) (保育園での一時預かり)	専業主婦(夫)家庭 共働きで幼稚園利用希望 ひとり親家庭・共働き家庭	3～5歳 0～5歳
6	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～3年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	すべての家庭	0～5歳 1～6年生
8	妊婦検診事業	すべての妊婦	—
9	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	出生があったすべての家庭 ・特に支援の必要な家庭	—
10	利用者支援事業	すべての家庭	0～5歳 1～6年生

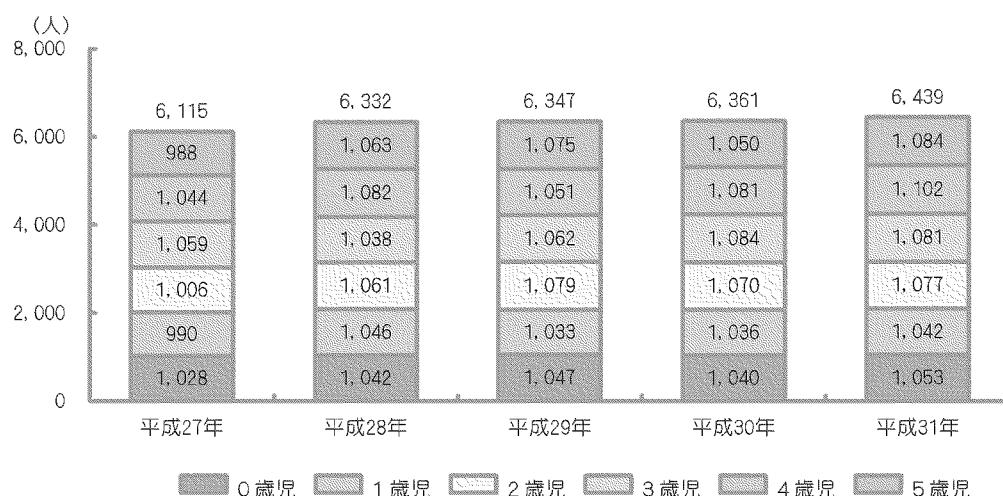
11	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯など	0～5歳
12	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	—

2 人口推計

0歳から5歳児の人口は、平成22年では、5,700人でしたが、平成26年には、6,070人となっています。また、今後も名鉄豊田線沿線等においては、宅地開発が進んでおり子育て世帯の増加が続くと見込まれている等、就学前児童の人口は、当面増加の傾向が想定されます。

こうしたことを踏まえ、平成22年から平成26年（各年10月1日時点）の住民基本台帳人口に基づき算出された、人口推計を計画策定に利用しました。

【 人口推計 】



資料：府内資料

3 ニーズ量の見込みと提供量について

本計画に記載の「ニーズ量の見込み」については、アンケート調査（平成25年12月実施）の結果を基礎に算定しています。本アンケート調査は教育・保育事業等の現在の利用状況や、今後の利用希望等を調査したものであり、計画実施に際し、各事業の提供量は実際の利用状況を勘案し、見直しを行っていきます。

また、「ニーズ量の見込み」と「提供量」の数値は、平成27年度から平成31年度までの、各年度の年間当たりの人数等を記載しています。

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園の事業

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園があります。

【現状】

		平成 26 年度（6 月 1 日現在）			
		1号認定 ※ 2号認定の 教育ニーズ 含む	2号認定	3号認定	
定員	幼稚園 (内他市町施設利用者)	3歳以上 教育希望	3歳以上 保育が必要	0歳 保育が必要	1・2歳 保育が必要
	認可保育園	1,995 人 (510 人)		106 人	483 人
	認可外保育施設			24 人	154 人

※ 幼稚園については、利用者人数です。

認定こども園については、幼稚園、認可保育園に含まれています。

【今後の方針】

確保方策について、1号認定については、既存の施設で対応を行います。

2・3号認定については、利用ニーズが高く、施設の不足が見込まれるため、民間事業者による認可保育園を中心とした整備を進め、新たな民間保育所の設置を検討していきます。また、幼稚園や認可外保育施設についても、事業者の意向や地域のニーズに応じ、認可保育園や認定子ども園、地域型保育事業への移行を図ります。

【平成 27 年度】

		平成 27 年度			
		1号認定 ※ 2号認定の 教育ニーズ 含む	2号認定	3号認定 (0歳)	3号認定 (1~2歳)
ニーズ量 の見込み	市内	1,858 人 (内 2号 219 人)	1,233 人	141 人	703 人
	他市町の子ども	190 人			
提供量（確保方策）					
幼稚園／保育園 ／認定こども園	市内	1,998 人 (内 2号 236 人)	1,304 人	112 人	530 人
	他市町の子ども	190 人			
地域型保育事業					
認可外保育施設					
提供量合計	市内	1,998 人 (内 2号 236 人)	1,304 人	143 人	712 人
	他市町の子ども	190 人			
過不足分（提供量－ニーズ量）					
		140 人	71 人	2 人	9 人

※ 平成 27 年度から平成 31 年度の各表について
幼稚園の広域利用について
・1号認定における「他市町の子ども」について
他市町の子どもで市内の施設利用人数です。190 人の内訳（長久手市 140 人、東郷町 50 人）
・1号認定における「提供量（確保方策）」について
他市町の施設分 510 人（名古屋市 180 人、長久手市 60 人、東郷町 10 人、みよし市 260 人）が含まれます。

【平成 28 年度】

		平成 28 年度			
		1 号認定 ※ 2 号認定の 教育ニーズ 含む	2 号認定	3 号認定 (0 歳)	3 号認定 (1~2 歳)
ニーズ量 の見込み	市内	1,914 人 (内 2 号 226 人)	1,269 人	143 人	742 人
	他市町の子ども	190 人			
提供量（確保方策）					
幼稚園／保育園 ／認定こども園	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	112 人	535 人
	他市町の子ども	190 人			
地域型保育事業					
認可外保育施設					
提供量合計	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	146 人	743 人
	他市町の子ども	190 人			
過不足分（提供量－ニーズ量）					
		84 人	40 人	3 人	1 人

【平成 29 年度】

		平成 29 年度			
		1 号認定 ※ 2 号認定の 教育ニーズ 含む	2 号認定	3 号認定 (0 歳)	3 号認定 (1~2 歳)
ニーズ量 の見込み	市内	1,917 人 (内 2 号 226 人)	1,271 人	143 人	744 人
	他市町の子ども	190 人			
提供量（確保方策）					
幼稚園／保育園 ／認定こども園	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	124 人	573 人
	他市町の子ども	190 人			
地域型保育事業			0 人	8 人	48 人
認可外保育施設			0 人	21 人	148 人
提供量合計	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	153 人	769 人
	他市町の子ども	190 人			
過不足分（提供量－ニーズ量）		81 人	38 人	10 人	25 人

【平成 30 年度】

		平成 30 年度			
		1 号認定 ※ 2 号認定の 教育ニーズ 含む	2 号認定	3 号認定 (0 歳)	3 号認定 (1~2 歳)
ニーズ量 の見込み	市内	1,933 人 (内 2 号 228 人)	1,282 人	142 人	742 人
	他市町の子ども	190 人			
提供量（確保方策）					
幼稚園／保育園 ／認定こども園	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	124 人	573 人
	他市町の子ども	190 人			
地域型保育事業					
認可外保育施設					
提供量合計	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	151 人	769 人
	他市町の子ども	190 人			
過不足分（提供量－ニーズ量）		65 人	27 人	9 人	27 人

【平成 31 年度】

		平成 31 年度			
		1 号認定 ※2 号認定の 教育ニーズ 含む	2 号認定	3 号認定 (0 歳)	3 号認定 (1~2 歳)
ニーズ量 の見込み	市内	1,965 人 (内 2 号 232 人)	1,303 人	144 人	746 人
	他市町の子ども	190 人			
提供量（確保方策）					
幼稚園／保育園 ／認定こども園	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	124 人	573 人
	他市町の子ども	190 人			
地域型保育事業					
認可外保育施設					
提供量合計	市内	1,998 人 (内 2 号 236 人)	1,309 人	150 人	757 人
	他市町の子ども	190 人			
過不足分（提供量－ニーズ量）					
		33 人	6 人	6 人	11 人